

教職員のための

児童虐待対応の手引

平成20年12月

奈良県教育委員会

～利用にあたって～

子どもへの虐待は様々な要因が絡みあっていることが多いため、ただ一つの対応方法で、また一人や一機関のみで解決できるものではありません。学校においても、全校体制による組織的対応と、関係機関との連携が不可欠です。

この手引は、学校の教職員を対象に、児童虐待の基本的な理解と対応についてまとめたものですが、個々のケースにあてはめて対応するのではなく、援助のための一つの手がかりとして利用してください。

また、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省）や「児童虐待対応マニュアル（関係機関用）～子どもたちの笑顔のために～」（奈良県）と共に活用していただきたいと思います。

は じ め に

児童虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、ときには尊い命さえ奪ってしまうあってはならない行為です。一人一人の子どもが、一人の人間として命が守られ、その生存と発達が確保されることは、「児童の権利に関する条約」にもうたわれています。

しかし、奈良県内における児童虐待の相談受付件数は年々増加し、その伸び率は全国を上回り、また深刻な虐待事案も増加している状況にあります。

児童虐待は、家庭といういわゆる密室で起こるため、早期に発見することは非常に困難です。そのため、「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待されているかもしれない子どもを発見したすべての人に、関係機関への通告義務を課しています。そうして寄せられた情報をもとに関係機関で調査を行い、児童虐待である場合には、各市町村の要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止ネットワークにおいて情報交換を行い、方針を協議し、組織的に対応に当たることとされています。

特に、子どもたちと一日のうちで、家庭に次いで多くの時間を過ごし、保護者とかかわる機会の多い幼稚園・学校の関係者が担う役割の重要性から、「教職員のための児童虐待対応の手引」を作成しました。

この手引が学校において十分に活用され、児童虐待への対応を一層図っていただくことを願っております。

最後になりましたが、この手引の作成に当たり、県中央こども家庭相談センターをはじめとする専門機関から貴重なご助言・ご意見をいただきましたことにお礼を申し上げます。

平成20年12月

奈良県教育委員会教育長

富 岡 将 人

目 次

1 児童虐待の基本的理解	1
(1) 児童虐待とは	
(2) 児童虐待の種類と子どもへの影響	
(3) 児童虐待と発達障害	
(4) 児童虐待と問題行動等	
2 学校における対応の流れ	5
3 児童虐待の気づき・発見	6
(1) 子どもや保護者のＳＯＳのサインに気づきましょう	
(2) 身体的虐待による外傷	
4 学校における初期対応	8
緊急度アセスメントシート	
5 児童虐待の通告	10
(1) 通告と守秘義務	
(2) 通告の方法	
6 虐待状況の把握	12
(1) リスクアセスメント	
(2) 記録の重要性	
リスクアセスメントシート	
7 学校における対応の実際	14
(1) 組織的対応	
(2) 教職員の役割	
(3) 虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告	
(4) 子どもと保護者への対応	
(5) かかわりのポイント①（子ども）	
(6) かかわりのポイント②（保護者）	
(7) 関連機関との連携	
(8) 一時保護への対応	
(9) 継続的な在宅支援のポイント	
8 市町村の役割と機能	19
(1) 児童虐待における市町村の具体的な役割	
(2) 市町村における児童虐待対応の流れ	
(3) 要保護児童対策地域協議会	
9 こども家庭相談センター（児童相談所）の対応	21
(1) 基本的機能と権限	
(2) こども家庭相談センターにおける相談援助活動の体系・展開	
(3) 児童虐待対応におけるこども家庭相談センターの対応と主な権限	
10 児童虐待の通告・通報先一覧	23

関係法令

参考・引用文献・資料

1 児童虐待の基本的理解

(1) 児童虐待とは

① 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）に定める「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいいます。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいいます。）について行う次のような行為をいいます。

ア 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② 児童虐待防止法と教育現場に求められている役割

児童虐待はしつけとは明らかに異なり、親権によって正当化されるものではありません。児童虐待防止法では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」とされ、児童の権利擁護のために、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置が規定されています。【第1条】

また、幼稚園・学校（以下「学校」という）及び教職員に対しては、以下の役割が強く求められています。

- 児童虐待の早期発見に努めること【第5条】
- 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村等へ通告すること【第6条】
- 虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと【第8条】
- 虐待防止のための子どもへの教育に努めること【第5条】

③ 児童虐待の起こる要因

児童虐待は以下の要因のいくつかが重なったときに発生しやすくなります。

- ア 生活の中で大きなストレス（夫婦家族関係、生活の経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）が加わり危機的状況に陥っている。
- イ 悩みや困ったときの支援者がなく、孤立・孤独感がある。
- ウ 望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- エ 未熟児、多胎、アレルギー体質などにより子どもの養育に著しい困難を伴う。
- オ 親が育った子ども期の養育環境の中に、愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

虐待はある一つの要因から発生する場合もありますが、様々な要因が絡み合って虐待に至ると言われています。しかし、多くの要因を有するからといって必ずしもすべてが虐待に結びつくものではありません。

また、ある家族にとっては、これらの要因がかえって健康な家庭に向けての原動力になっている場合もあります。大切なことは、これらを支援すべき要因と捉えたり、虐待の背景と捉えたりすることによって実際の援助につなげることです。

(2) 児童虐待の種類と子どもへの影響

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトと心理的虐待の4つの行為にわけられますが、1つの種類だけでなされることは少なく、いくつかが合わさって起きていることが多いです。具体的な行為は以下のとおりです。影響については、虐待の程度や内容、個々の子どもによっても異なります。

虐待の種類

ア 身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さつりにする、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなどがあり、生命にかかわる危険なものがある。

イ 性的虐待

性交、性的ないたずら、性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体を強要する、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為である。性的虐待は一般的に表面化しにくい。

ウ ネグレクト

家に閉じこめる、学校に行かせない、治療が必要でも病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させるなどがあり、低年齢の場合は食事を与えないなどにより死亡につながる危機的な状況も生まれる。

エ 心理的虐待

言葉による脅し、大声での罵倒罵声、自尊心を傷つける言動、無視する、心を傷つけることを繰り返し言う、きょうだい間で差別的な扱いをするなどである。

子どもへの影響

身体への影響

十分な食事が与えられないために発育や成長が阻害されたり、疲れやすいなどの体調不良が生じる。
また、頭痛、腹痛、疲労感、その他様々な外傷、内出血、骨折、火傷、溺水などによる障害、睡眠障害、妊娠、性感染症などが生じる場合もある。

知的発達への影響

虐待という脅威が続くことや情緒的関わりの欠如等は、子どもののびのびとした主体的活動を妨げる。そのことが知識や技能の習得の機会を低下させ、その結果、知的能力を低下させる場合もある。学習の遅れは、知的好奇心や学習への意欲を低下させ、学校等での不適応のきっかけにもなる。

精神・人格形成への影響

「人は信頼できない」などの信念を抱かせ、適切な人間関係を形成できないなど、子どもの健やかな心身の成長を妨げ、人格形成にゆがみをもたらす危険性を高める。「お前が悪いんだ」と繰り返し言われ続けることによって、「自分が悪い」という自尊心の低下を招き、「生まれてこなければよかった」などと自己の存在を否定してしまう。自己否定感から自暴自棄となって、自分を傷つけたり、逸脱した行動をとってしまいがちである。また、ちょっとした注意や叱責でも、虐待された場面がよみがえって、パニックになったり、うつ状態になることもある。

行動への影響

逃れる術がない虐待は、「どうしようもないことだ」という無力感や解離症状を引き起こす。ほんの些細なことで不満や怒りを爆発させる衝動性や、相手に対して優位に立つための攻撃性、パニックなどの混乱などが見られる。時には万引きや家出などの非行や、リストカットなどの自傷行為の常習化が見られたりする。
また、きょうだいの世話や、親の精神的疾患等と関連した登校禁止など、不登校としてあらわれる場合もある。不適切な性的刺激にさらされてきている場合もあり、年齢不相応な性的言動などを示す子どももいる。

(3) 児童虐待と発達障害

子どもに発達障害がある場合、保護者は養育上の困難さを感じる事が多く、自分の子育てが間違っているのではないかという自責の念や不安をもったり、子どもに過度な叱責をするなどの不適切な接し方をしたりすることがあります。特に、保護者が子どもの障害に気づいていない場合や、その障害への理解が乏しい場合には、一層、課題が増大し、虐待へとつながる危険性があります。したがって、教職員は、発達障害は虐待のリスク要因のひとつであるという認識をもつとともに、子どもだけではなく保護者への支援を行うことが必要です。



ワンポイントアドバイス 「多面的理解と連携」

虐待で引き起こされる子どもの状態と発達障害に起因する子どもの状態に類似性（落ち着きのなさ、衝動性など）があることに、留意する必要があります。したがって、現象面のみにとらわれず、その背景を多面的にみるのが大切です。そのために教職員は、発達障害に関する理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーター等と連携しながら、校内において組織的な対応を行うことが重要です。

また、必要に応じて、こども家庭相談センター・発達障害支援センター・奈良県総合リハビリテーションセンター・特別支援学校・県立教育研究所特別支援教育部などの専門機関と連携することが大切になります。

(4) 児童虐待と問題行動等

① 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど（ネグレクト）の結果、食べ物を万引きする場合もあります。また、虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結びつくことも多くあります。

子どもの非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け容れられていないと感じていることが多くあります。こうした子どもの行動を保護者が、厳しさだけで正そうとすると、子どもは、ますます受け容れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めてしまうことがあります。その結果、さらに保護者のしつけの厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

また、虐待を受け、自分を大切に扱われた経験のない子どもの中には、性的な関係を持つことで、唯一自分を認めてもらえるという思いが潜んでいる場合があります。性的虐待を受けた子どもは、その時に感じた無力感を克服しようと、性の問題行動を繰り返すことがあるので、性の問題行動がある子どもの中には、性的虐待の被害者である者がいる可能性もあることを理解しておく必要があります。

② 児童虐待と不登校

子どもには登校する意志があるのに登校させないなどの登校を妨害する虐待もあります。家で、きょうだいの世話をさせられている、保護者に精神的な疾患があり妄想に振り回されている、ネグレクト状況で放任されているなどの場合があります。このような状況に置かれると、登校の意欲が失われ不登校になってしまう場合もあります。

不登校の中には、子どもが登校を嫌がっているのではなく、「保護者が登校させない」のではという疑いをもつことも必要でしょう。

次頁の通知にあるように、子どもの安全確認を行うことは学校の責務です。

- 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」
(平成16年4月15日16初児生第2号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

概要：…下記の点に留意の上、児童生徒の状況の把握に一層努めるとともに、児童虐待防止に向けての一層適切な対応が図られるよう…。

記

1 長期にわたって欠席している児童生徒の状況の把握について

(1) ～、長期にわたる欠席の背景には児童虐待が潜んでいる場合があるという認識を持ち、学校は、当該児童生徒の家庭等における状況の把握に特に努める必要があること。

(略)

2 児童虐待防止に向けての適切な対応について

(1) 学校の教職員は、～児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。

(略)

- 「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」

(平成18年6月5日18初児生第11号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

概要：…下記の点を踏まえ、～学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、…

記

1 虐待防止法等の趣旨の徹底

(1) 児童虐待の早期発見等 (2) 児童虐待に係る通告

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

①平成16年1月30日付け16初児生第2号「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について(通知)」を参考にして、～

3 教育委員会等の責務

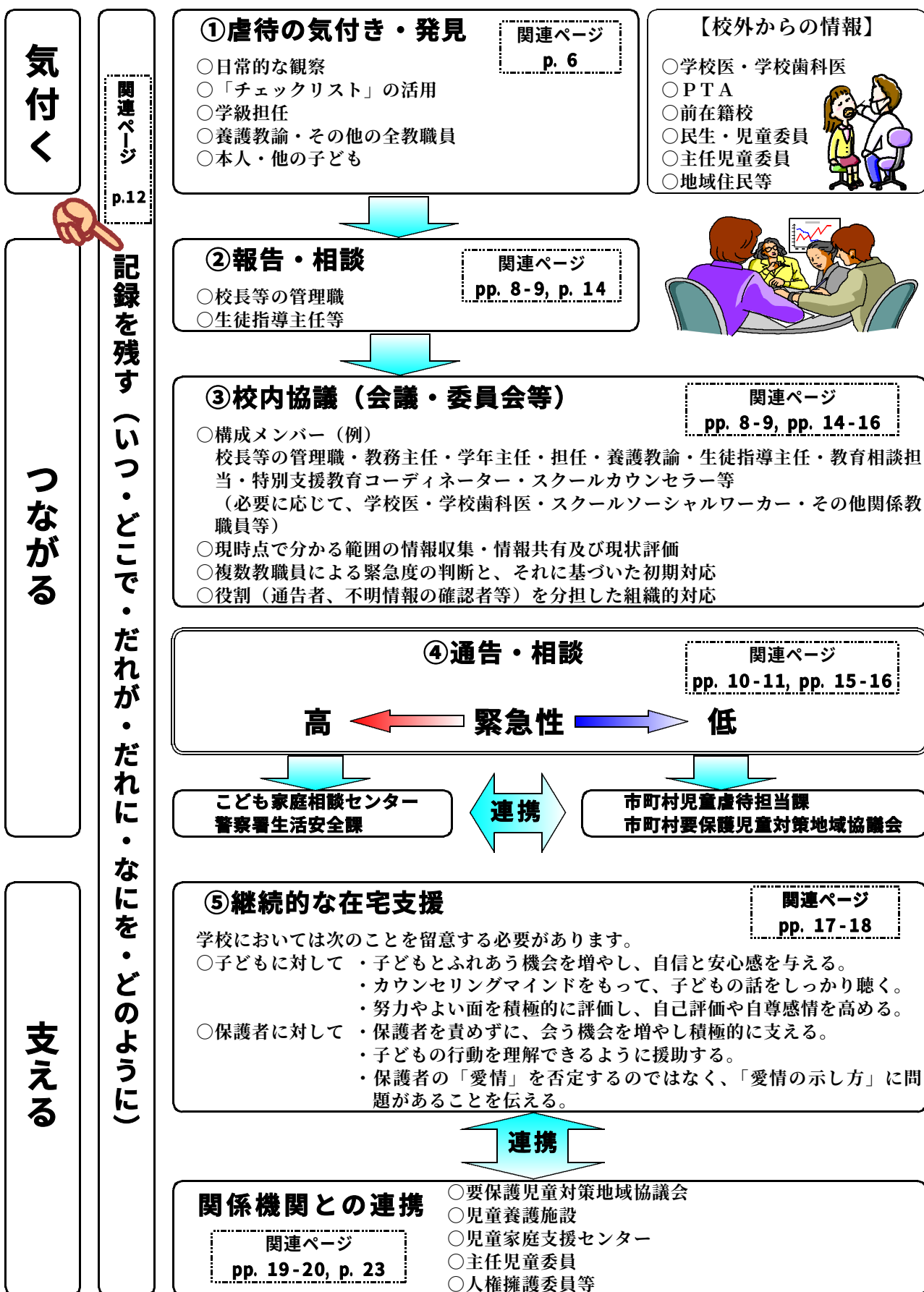
(略)



ワンポイントアドバイス 「性的虐待の対応」

性的虐待の対応は他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応を必要とします。事実を繰り返し尋ねることは子どもを傷つけ、何度も話すことによって事実と反した誤った記憶を形成することにもつながります。このため、性的虐待が疑われる場合には、早急にこども家庭相談センターなどの専門機関に連絡をとり、どのような対応をすべきか相談することが大切です。

2 学校における対応の流れ



3 児童虐待の気付き・発見

(1) 子どもや保護者のSOSのサインに気付きましょう

先入観のみで判断してしまうことは良くないことですが、子どもや保護者の気がかりな振る舞いや行動から、虐待を疑ってみることは決して無駄なことではありません。様子が「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら、子どもや保護者のSOSのサインと捉えて、しっかりと受け止めなければなりません。

虐待の行為や子どもの年齢、経過年月や虐待者との関係などによってサインは異なります。ただ一つのサインから、ただちに虐待と断定できるわけではありません。ですから一人で判断するのではなく複数で話し合ってみることが大切です。

発見のためのチェックリスト

年 組 氏名

子どものサイン	保護者のサイン
☐ 不自然な外傷（新旧の混ざった内出血、理由のはっきりしないあざや火傷、骨折）がある ☐ 放置されているむし歯があったり、口腔内が衛生不良である ☐ 首筋など体が汚れている（入浴していない） ☐ いつも同じ服で、汚れていたり臭ったりする（洗濯されていない） ☐ 暑くなっても、長袖の衣服を着ている ☐ 給食で過度な食欲を示す ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い ☐ 単独での盗みや嘘を繰り返す ☐ 中学生まで続く夜尿がある ☐ 年齢不相応な性的な言動がある ☐ 性的なことに極端な関心や、拒否感を示す ☐ 身体接触を極端に嫌がる又は好む ☐ いつもおどおどして、何気なく手を挙げても身構える ☐ 外泊、家出、深夜徘徊をする ☐ 頭痛、腹痛、倦怠感などを繰り返し訴え、保健室へ何度も来室する ☐ 家庭の話をしたがらず、家に帰りたがらない ☐ 威圧的・攻撃的な態度を示す ☐ 些細なことでもすぐにカッとなり、乱暴な言動がある	☐ 家の中が乱雑・不衛生である ☐ 地域で孤立している ☐ 不自然な転居歴がある ☐ 極端ないらだちがあったり、不安定であったりする ☐ 家庭の方針やしつけを正当化する、あるいは体罰を肯定する ☐ 甘やかすのは良くないと極端に強調する ☐ 思い通りにならないと、すぐに体罰をする ☐ 福祉や教育機関とのかかわりを拒否する ☐ 無断で欠席させることが多い ☐ 被害者意識が強く、イライラし、かかわりが乏しく、冷たい態度である ☐ 能力や発達レベル以上のことを無理やり押しつける ☐ 学校での健康診断を受けさせない ☐ 要治療と思われる状態でも受診させない

(2) 身体的虐待による外傷

① 外傷の部位

- 不慮の事故による外傷：額・鼻・顎・肘・膝など皮下の直下に骨があって脂肪組織の少ないところ
- 身体的虐待による外傷：臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところ

本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。

※腋窩（えきか）：左右のわきのしたの、くぼんだ所

② 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 特徴のある外傷所見

特徴のある外傷所見	
ループ状の傷	電気コードをループ状に曲げて、鞭打つように打ち付けたときにできる傷である。
スラッピング・マーク	平手打ちによってできる皮下出血で、打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所に線条痕が残る。加害者の手の大きさにもよるが線条痕と線条痕の距離はだいたい2cmくらいである。
上眼瞼の皮下出血（青あざ）	眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。
噛み傷	左右の犬歯と犬歯の距離が3cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆しているなどの場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。
シガレット・バーン	直径が約8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押しつけられた火傷による可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数個まとまって認められることが多い。
鏝（やじり）マーク	液体が重力によって流れると先端が下向きに鏝状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対して、熱した固形物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
水平線サイン	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体に浸けられていたかが推測できる。

（文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」より）

4 学校における初期対応

子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に、①緊急度や②虐待の重症度等を早急に協議して判断するなど、学校としての組織的な対応が重要です。

①緊急度

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____

作成日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

①当事者が保護を求めている？	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている	
YES	②当事者の訴える状況がさし迫っている？	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑い濃厚 ☐ 「このままでは何をやるかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え
NO	YES	緊急度A 分離を前提とした緊急介入
NO	NO	③すでに虐待により重大な結果が生じている？
YES	☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト（栄養失調・衰弱・脱水症状・医療放棄等）	緊急一時保護を検討
NO	NO	④重大な結果が生じる可能性が高い？
YES	☐ 乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児 ☐ 生命に危険な行為（頭部・顔面打撲・首締め・戸外放置・強い揺さぶり、道具を使った体罰、溺れさせる等） ☐ 性的行為に至らない性的虐待	緊急度B 発生（再発）防止のための緊急支援
NO	YES	⑤虐待が繰り返される可能性が高い？
NO	☐ 新旧混在した傷、入院歴 ☐ 過去に、通告、一時保護歴、施設入院歴	発生前の一時保護を検討
NO	NO	⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている？
YES	☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安が強い ☐ 無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを大人に求める ☐ 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の恐れ・腹痛等）	緊急度C 集中的支援の実施 集中的な支援場合によっては一時保護を検討
NO	NO	⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？
YES	☐ 子どもへの拒否的感情、態度 ☐ 精神状態の問題がある（うつ病・育児ノイローゼ等） ☐ 性格の問題（衝動的・攻撃的・未熟性等） ☐ アルコール、薬物等の問題がある ☐ 行政機関からの援助に拒否的、あるいは改善が見られない ☐ 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 日常的に子どもを守る人がいない	緊急度D 継続的・総合的支援の実施 継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討
NO	NO	⑧虐待の発生につながる可能性の高い家庭環境等
YES	☐ 虐待によるのではない子どもの生育上の問題（発達の遅れ・障害・未熟児・慢性疾患等） ☐ 子どもの問題行動（攻撃的・盗み・家出・徘徊・自傷行為等） ☐ 保護者の生育歴（被虐待歴・愛されなかった思い等） ☐ 養育態度、知識の問題（意欲の欠如・知識不足・期待過剰等） ☐ 家族状況（祖父母を含む保護者の死亡・失踪・離婚・妊娠・出産・ひとり親家庭等）	緊急度D 継続的・総合的支援の実施 継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討

※判断にあたっては、各項目を参考にする。1つでも□にチェックがあればYESに、無ければNOに進む。

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成19年1月改訂版）を参考に作成）

②虐待の重症度

1 生命の危機あり

身体的虐待等によって、生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。

2 重度の虐待

今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重大な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。

- ① 継続的医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある）場合。
- ② 成長障害や発達障害が顕著である場合。
- ③ 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合。
- ④ 明らかな性行為がある場合。
- ⑤ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合。

3 中程度の虐待

継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

- ① 今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトを受けていたために、人格形成に問題が残りそうな場合。
- ② 現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうになく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合。
- ③ 親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコールや薬物依存など）があり、子どもの世話ができない場合。
- ④ 乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合。

4 軽度の虐待

実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

- ① 外傷が残るほどではない暴力行為があるもの。
- ② 子どもの健康問題が起こるほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合。（例：子どもの世話が嫌いで、時々ミルクを与えないことがある。）

5 虐待の危惧あり

暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

（全国児童相談所における「虐待の実態調査」及び「家庭支援への取組み状況調査」実施要項を参考に作成）

5 児童虐待の通告

(1) 通告と守秘義務

児童虐待防止法第5条には、「学校、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。そして同法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村等に通告しなければならない」と定めています。この場合の通告については、学校長の判断に基づいてなされる必要があります。しかし、何らかの理由により学校として通告できないときは、虐待を疑った教職員個人の判断で通告しても守秘義務違反に問われることはありません。

虐待者である保護者が、通告に関して学校に対して高圧的な態度でせまる場合があります。また、保護者等との信頼関係を考えて、通告をためらう気持ちがあるかと思います。しかし、学校等は保護者と協力して子どもを教育することと同時に、教育の専門機関として子どもを守るために毅然とした対応が求められています。このような場合は、「〇〇のような（虐待が疑われる）場合は、虐待の事実の有無にかかわらず、市（町村）に通告することが法律で決められています」とはっきり保護者に伝えることが必要です。

(2) 通告の方法

通告は口頭でも良いが、後に文書を提出することが望まれます。次頁は書式の一例（A4）です。



ワンポイントアドバイス 「通告」

「通告」とは、市町村児童虐待担当課やこども家庭相談センターに、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することです。

「もし、間違っていたら…」という不安や、“疑うことの後ろめたさ”を感じる人はいるかもしれませんが、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないように法律で規定されていますので、まず市町村児童虐待担当課等に連絡しましょう。

マルトリートメント (Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、大人の子どもの不適切なかかわりを意味しており、従来の「虐待」より広い概念です。あざや骨折がまだ生じていなくても、殴られたり、蹴られたりすることは不適切なことであると定義されています。

A レッドゾーン（要保護）

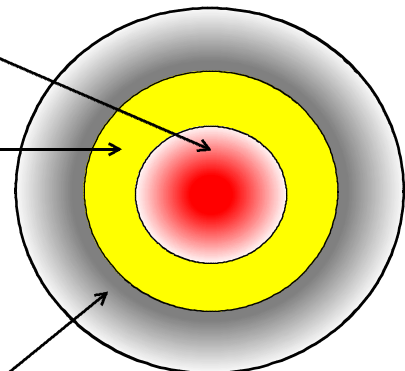
子どもの命や安全を確保するために、児童相談所が強制的に介入し、子どもを保護するレベルです。

B イエローゾーン（要支援）

問題を重度化、深刻化させないために、児童福祉司、心理職、保健師、医師、看護師、保育士、幼稚園・学校の教員、児童委員などが、セーフティー・ネットワーク（安全網）を形成し、子どもを見守りつつ、親への支援を行うレベルです。軽度の児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベルです。

C グレーゾーン（要観察）

子どもの権利条約や子どもへの不適切な関わりについて、地域の関係機関（児童福祉施設、幼稚園、学校、保健所、病院など）が連携して、保護者や大人に対して啓発・教育することで、マルトリートメントを予防していくレベルです。



「マルトリートメント」の程度
と社会的介入のレベル

（高橋重宏他「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究（2）日本総合愛育研究所紀要第32集より）

平成 年 月 日

児 童 通 告 書

市 町 村 長
市町村要保護児童対策地域協議会長 殿
(奈良県こども家庭相談センター長)

学 校 名
職・氏名

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項により、下記のとおり通告します。

子 ど も	ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	所 属	学 校 幼稚園		
	現 住 所			
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	職 業		子どもとの続柄	
	現 住 所			

1 虐待の状況（誰から・いつから・頻度・どのような・児童の過去と現在の状況）

2 家庭の状況（家族構成（同居人を含む）、親の就労状況など）

3 学校生活における児童の様子（健康状況、就学状況、学力の程度など）

4 学校の意見

※不明な部分については記載不要

※必要に応じて添付書類をつけることも可能

6 虐待状況の把握

(1) リスクアセスメント

アセスメントは、ケースに関する情報を収集し、問題の発生要因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるプロセスです。つまり、なぜ起こったのか、何が問題なのかを評価することです。リスクアセスメントシートはあくまでも枠組みを提供するものであり、項目だけで決定したり、それだけに頼るものではありません。担当者が一人で記入するのではなく、複数の関係者や関係機関が独自に、また、協議の場で話し合いによって、各段階で繰り返し記入していくことが重要であり、その後の支援につながります。そのためにも、同じアセスメントツールを用いることは、事例に対する情報や問題認識の共有を図り、相互理解を深めるために不可欠です。

(2) 記録の重要性

児童虐待の通告を受けた市町村等は、学校の教職員の協力を得て安全を確認しつつ、虐待の有無について正確な記録等から判断します。また、この記録はその後のアセスメント、援助や法的対応にとって重要な資料となります。

<記録の留意点>

- ① 具体的なことがわかるように、時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録する。
- ② 虐待を疑った根拠や、その時点からの経過を伝聞情報と直接確認できた情報を明確に区分し記録する。
- ③ 役割分担をしながら、あざやケガの形状を詳細に記録したり、受診した医療機関の情報をまとめる。
- ④ 虐待を疑った子どもの発言をそのまま記録し、その際の表情、態度なども記す。
- ⑤ 保護者からの電話や面談の日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録する。



ワンポイントアドバイス

「記憶より記録」

危機管理の心構え『さしすせそ』

さ：最悪を想定し
し：慎重に
す：素早く
せ：誠意を持って
そ：組織で対応



例

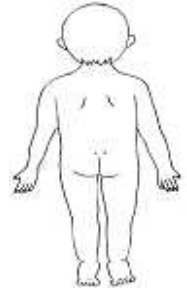
日 時	A男	担 任	養護教諭	校 長
○月○日 8:30	登校	不自然な外傷を発見、保健室へ		
8:40		事情を聴く	養護教諭が診る	
9:00		家庭へ連絡するが、保護者と連絡が取れない		担任から連絡を受ける
9:30		B医院（学校医）で診療、他の部位にも不自然なあざや傷を発見		学校医から虐待の可能性の連絡
15:00		情報収集		関係教職員による委員会の招集
○月○日 9:00				市町村の担当課（p.23）へ通告

時系列で事実を客観的に記入しましょう

リスクアセスメントシート

ケース番号

記入者



外傷がある
場合に記入

B 虐待の種類（主◎ 従○）
身体 性的 ネグレクト 心理

C 子どもの年齢（ 歳）
0～2歳 3～5歳 6歳以上

D 虐待者 ジェノグラムに主、従を記入
1 虐待の程度 生命・重度・中度・軽度

*がついている項目は、子どもの安全の上でリスクが高く、保護を決定する際に重要。

		は	や	い	疑	不	以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んでください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
		い	や	え	い	明	
把握	2 虐待の継続 *						繰り返し・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報		／				児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非 変 動	4 虐待歴		／				入院施設歴
	5 性的虐待 *		／				疑い・性病・妊娠
	6 保護者の被虐待歴		／				被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
家 庭	7 家族問題		／				夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	8 経済問題		／				借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
	9 生活環境						劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
	10 子どもを守る人なし *		／				日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
養 育 者	11 精神的状態						鬱的精神症状・通院ができてにくい・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
	12 性格的問題		／				衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い
	13 アルコール・薬物依存 *		／				アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存
	14 家事・育児能力 *						送迎ができない・障害のため能力低下
子 ど も	15 身体の状態 *						低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
	16 精神の状態 *						笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠のリズム・抜毛・自傷
	17 日常的世話の欠如						ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
	18 問題行動						激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・嘔む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
	19 意志・気持ち *		／				家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
養 育 状 況 ・ 態 度	20 子への感情・態度		／				子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり、疎ましい・子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め
	21 虐待自覚なし *						問題意識なし・体罰容認・朕主義・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
	21-1 ネグレクト						ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲						意欲なし・改善意欲なし
サ ポ ー ト	22 養育知識						若年親・知識不足・不適切・期待過剰
	23 社会的サポート *						孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
	24 協力態度なし						機関介入なし・接触困難
ト	25 援助効果なし						調整改善が期待できない
合 計							＊の合計

※本シートは、在宅アセスメント研究会代表の加藤曜子氏の了解を得て、「要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメントシート 2008年3月」を基にして掲載

7 学校における対応の実際

(1) 組織的対応

学校における児童虐待への対応の基本は組織的対応です。担任一人が取り組んでも決して状況は改善されません。校内の連携を強め、組織的な対応を行うためには、日頃から児童虐待についての共通理解が必要です。「この程度なら、たいしたことではない」という認識が深刻な事態を招くこともあります。虐待が疑われた場合には、校長等の管理職、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等の教職員からなるチームを編成して対応することです。

(2) 教職員の役割

① 校長等の管理職

全教職員が組織的な対応を行うためには、校長等の管理職の役割は極めて重要です。

- 学校経営、生徒指導の指導方針における児童虐待防止の明確な位置づけ
- 虐待対応の明確な役割分担のための校内分掌の整備
- 全教職員の共通理解のための校内研修等の実施
- 校外の関係機関との連携の強化
- 保護者や地域関係者との連携の強化

② 生徒指導主任

非行や不登校など、問題行動の背後にある虐待を発見していく上で、その役割は重要です。研修や校内連携及び関係機関との連携において、実践的リーダーとなります。

- 児童虐待への対応を生徒指導の活動の一環として位置づけ、研修等を通じて教職員の共通理解の促進
- 校外の関係機関との連携の促進

③ 担任

日常的に子どもに接し、その変化に最も気づきやすい立場にある者として、子どものサインに注意を払うことが必要です。

また、問題行動を自分の指導の善し悪しとして捉える前に、子どものことを最優先にして、管理職や生徒指導主任、養護教諭等と相談して、組織的に対応することが大切です。

④ 養護教諭

養護教諭の職務は、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動など多岐にわたります。全校の子どもを対象としており、入学時から経年的に子どもの成長・発達を見ることができます。活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、子どもたちにとって安心して話を聞いてもらえる人がいる場所でもあることから、児童虐待を発見しやすい立場にあると言えます。

また、体の不調を訴えて何度も来室する子ども、不登校傾向の子ども、非行や性的問題行動を繰り返す子どもの中には、虐待を受けているケースもあります。養護教諭は、このような様々な問題をもつ子どもと日常的に保健室でかかわる機会が多いため、そのような機会や健康相談活動を通して、児童虐待があるかもしれないという視点を常にもって、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

⑤ 特別支援教育コーディネーター

子どもは、虐待を受けることによって、学習面を含めた発達上の問題を抱える場合があります。また、発達上の問題が要因となって、虐待を誘発している場合もあります。したがって、特別支援教育コーディネーターと連携することも必要です。

(3) 虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告

- ① 子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、校長等の管理職に報告する。
- ② 虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針等を校内で協議する。
- ③ 校長等の管理職から市町村の児童虐待通告先へ電話連絡し、後ほど文書で通告する。

(4) 子どもと保護者への対応

虐待を受けている子どもは孤立感を抱き、自尊心を傷つけられていたり、自己肯定感を低めてしまっている場合があります。あらたまって虐待の事実を尋ねられると、口を閉ざしてしまいます。しかし、ちょっとした機会に「この頃、元気がなさそうだけど、どうしたの？」や「頑張ってるね」と教職員から声をかけられると、虐待を受けている子どもは見守られていることを実感し、信頼感を抱きはじめます。そして、心にしまいこんだ辛さなど訴えることができるようになります。

子ども自身がリラックスできる雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話をするなどの配慮をします。子どもは年齢や性格によって、言葉の理解力や表現力に大きな差があり、十分な配慮が必要です。

虐待者である保護者に対しては、共感的に対応する者と、社会規範的に対応する者との複数で対応する必要があります。どちらか一方の対応ではなく、それぞれの役割を担うことが必要です。共感的対応は、保護者と接する機会が多い担任が担当し、法律的説明や学校としての見解などを示す社会規範的対応は学年主任や生徒指導主任、教頭などが担います。

(5) かかわりのポイント①（子ども）

接し方のポイント	かける言葉（例）
・相づちや頷きを交えながら、話をしっかり聴き、どのような内容であっても真剣に受け止める。	○「つらかったんやね」 ○「怖かったんやね」 ○「腹がたったんやね」
・辛い体験を話してくれたときには、その勇気を賞賛し感謝する。	○「勇気をもって話してくれたんやね。ありがとう」
・現在の身の安全を確認する。ただし、事情聴取的な聞き取りや無理な追及にならないように配慮する。	○「〇〇に叩かれたことは、今までにもあった？それとも、今回が初めて？」
・子どもの自責の気持ちを和らげてあげるよう配慮する。	○「〇〇君（さん）は悪くないんだよ」
・「はい」「いいえ」の答えになるような質問の仕方にならないように注意し、できるだけ、子ども自身の言葉で話すことができるように引き出す。 ・ひどい虐待があっても、子どもが不安にならないように冷静に聴く。	×「こんなあざがあるということは、きっとお父さんに殴られたに違いないね」（強制したり、誘導的な質問は避ける） ○「〇〇君（さん）、ここにあざがついているけど、痛そうだなあ。どうしたんだろう」
・その子どもを支えてくれる大人が周囲に存在するかを確認するとともに、できることを子どもと一緒に考えていくことを伝える。	○「このことを、今まで誰かに相談したかな？」 ○「どうしたらいいか先生と一緒に考えてみない？」
・安易な約束はせずに、人の力を借りれば何か変わっていくのではないかと期待や安心感を与える。	○「あなたがこれ以上怖い思いをしたり、傷ついたりしないように、他の人にも相談したい」 ×「話したことは絶対に内緒にするよ」（通告の義務に反する約束はしない）
・子どもが通告を拒否するが多いが、根気強く話をしていく。	○「あなたを守るには、通告はどうしても必要なことなんだよ」

(6) かかわりのポイント②（保護者）

接し方のポイント	かける言葉（例）
共感的対応	
・親の意識に焦点を当てた会話を心がける。 ・非難や批判をせず、訴えを傾聴する。	○「今困っていることはないですか」
・親が子育てのうえでどんなことに不安やいらだちを抱いているかを聴き、親の思いを受け止める。	○「今まで頑張ってこられたんですね」
・子育ての難しさに理解を示す。	○「○○君（さん）は、育てにくい側面をもっていますよね。大人の怒りをわざと挑発するようなどころもありますね」
・解決に向けて、共に取り組む姿勢を見せる。	○「もう一度子育てを考え直してみましょう」
・焦らずに時間をかけて改善していくことを伝える。	○「これから私たちと一緒に子どもを支えていきましょう（一緒に考えていきましょう）」
・専門機関を紹介し、親の情緒的ケアをする。	
社会規範的対応	
・保護者の状態を考慮してできるだけ早い段階で明確に伝える。	○「お父さん（お母さん）の行為はしつけの範囲を超えています。事情があるにせよ、今の時代では法律に照らすと虐待とみなされます」
・子どもを守り育てる教育の専門機関としての毅然とした態度を示す。	○「虐待を疑わすサインが少しでも見られたら、学校として法律に基づいて市（町村）等に通告しなければなりません（しました）」
・当面の具体的なかかわりについてアドバイスする。	○「注意や叱る場合には深呼吸して冷静になってから言い聞かすほうが効果的です」 ○「子どもの反抗的な態度や反応などを予想してからかかわるといいですよ」

(7) 関係機関との連携

虐待は一人で、また一機関で解決できるものではありません。福祉、医療、保健、司法等の様々な領域の機関や担当者と連携して取り組まなければなりません。外部機関との窓口を決め、情報の混乱を避ける工夫や、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議へ参加して、関係機関や学校の役割分担を明確にするために、情報の共有や機関連携を強める必要があります。

(8) 一時保護への対応

児童福祉法第33条には、児童相談所長が必要と認めるときは児童に一時保護を加えることができると規定されています。この一時保護は子どもの安全確保が最優先されるため、親権者の同意は必ずしも必要ではなく、子どもや親の意に反して児童相談所長の権限で子どもを親から分離することができます。それだけに親子双方への影響やダメージは大きく、慎重かつ迅速に行わなければなりません。

登校してきた子どもに医学的治療を施さなければならない外傷があったり、子どもが親からの虐待を恐れて帰宅を拒否する場合、一旦下校したが学校へ逃げてきた場合など、また親が「このままでは（子どもに対して）何をしでかすかわからない」と子どもの保護を求めた場合などは、市町村に連絡するとともに、こども家庭相談センターに緊急に一時保護を求めなければなりません。連絡を受けたこども家庭相談センターでは学校等を訪問し、緊急一時保護に向けて調査面接を行い、その可否を検討して判断します。

保護者と一緒にいる家庭から子どもを一時保護する場合、家の鍵を閉めて面接そのものを保護者が拒否したりするなど、一時保護を断念せざるを得ないことがあります。また、保護者が興奮して子どもを抱きかかえて離さなかったり、保護者の混乱状態を子どもが目にしてショックを受ける心配もあります。したがって、円滑な一時保護の実施のためには学校等で実施することが望まれる場合があります、学校の協力は不可欠なことです。

一時保護から在宅支援への具体的手順と留意点（例）

具体的手順	留意点
①校内での保護 ○登校時：教室に入ることなく速やかに別室へ連れて行く。 ○登校後：休憩時などを利用して、別室へ移動させる。	○他の子どもの目にあまり触れないように配慮する。 ○教科書等をそのままにして、さりげなく移動させる。
②こども家庭相談センターへの移送	○子どもの不安等が高い場合は、こども家庭相談センターの依頼に応じて、教職員が同行する。
③こども家庭相談センターでの面会	○面会は子どもへのサポートの意味でも重要である。面会の開始時期や頻度などについて、こども家庭相談センターの担当者と直接連絡をとることが大切である。
④一時保護の解除後の在宅支援	○子どもが安心して戻れる環境を準備する。 ○学校等で子どもの様子を伝え、親との関わりを深める。



ワンポイントアドバイス 「一時保護に対する保護者対応」

一時保護の事実を知った保護者の不安や怒りを受け止めなければなりません。しかし、理不尽な学校への非難については、「一時保護の決定・実施はこども家庭相談センターが行ったものであり、学校は止めることができない」と、法律に従った対応であることを教えてください。

また、保護者からの「子どもはどこに居るんや」などのすべての問い合わせは、「こども家庭相談センターに直接、尋ねてほしい」と一貫して答えてください。

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話に傾聴することで自身の気持ちや悩みが出やすくなります。子どもが居なくなった寂しさや不安感をもつ保護者に対してサポートをしましょう。

(9) 継続的な在宅支援のポイント

こども家庭相談センターへの通告や相談があった児童虐待ケースの9割は、地域での見守りや継続的な在宅支援を受けています。

児童虐待を理由に一時保護された子どもも、家に戻されれば、その後は通学が再開されます。

学校は、各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の一員として、地域の関係機関と役割を分担し、連携しながら、子どもと親の状態を見守り続ける重要な役割を期待されています。「見守り」とは本来は「積極的な変化への促し」が必要であり、その結果を「見守る」ことを意味します。虐待をする保護者はかわりが難しい人も多いですが、子どもや保護者への声かけやあいさつなどのかかわりを続けていくことが必要です。

① 子どもとふれあう機会を増やし、自信と安心感を与える

虐待を受けた子どもは、誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないという安心感を感じるによって、素直に自分の気持ちを出すようになっていきます。

また、虐待を受けた子どもは、「自分が悪いからこうなった」という思いをもち、自信をなくしていることが多いものです。子どもたちは認められることで、自信をもち変わっていきます。

全教職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら子どもが安心できる環境づくりが大切です。

② 友だちとの仲間づくり

虐待を受けた子どもが友だちとかかわっていくとき、弱い者に対して力を誇示したり、ときには陰でいじめを行う場合もあります。この場合、ほかの子どもたちへの迷惑な行動は制限する必要があります。

その逆に、周囲の子どもからいじめの被害に遭う場合もあります。この場合は、いじめの被害から子どもを守る必要があります。

そうした経験を積み重ねることによって、周りの大人への信頼を深めていきます。また、自分の感情や思いを他人に伝える力が乏しい子どもも多く、教職員がその子どもの気持ちを代弁して、ほかの子どもたちに伝えたり、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要となります。

③ 保護者を責めない

子どもを虐待する保護者は、保護者自身も同様の扱いを受けて育っていることが少なくありません。したがって、暴力や不適切な養育に違和感が少なく、自分の行為が虐待と思っていないことがよくあります。

保護者の責任を追及するのではなく、会う機会を増やし、話に耳を傾けることで、保護者が気持ちや悩みを話しやすくなります。

④ 時間をかけて話し合いをする

保護者への支援では、保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があること、理屈や答えが正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、「しつけ」ではなく、「虐待」になってしまうことを時間をかけて話し合っていくことが大切です。



ワンポイントアドバイス 「虐待による試し行動」

教職員などが一生懸命に子どもに気を配り、丁寧に対応していても、子どもは、わざと教職員などを怒らせるような言動をとることがあります。これは、虐待的な関係が長期に続いたために、安全な環境に置かれても、子どもが「自分の言動はどこまでが許容され、どういったことが制限されるのか、制限される場合は誰がどのような方法で制限するのか」を試すために行っているもので、虐待を受けた子どもによく見られます。子どもが教職員などを試すようなことをしてきたときには、「挑発」に乗って子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

8 市町村の役割と機能

(1) 児童虐待における市町村の具体的な役割

- ① 児童虐待の通告を受理し、相談や子育て支援サービス等を活用する。
- ② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行う。
- ③ 立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては児童相談所に直ちに連絡する。
- ④ 施設を退所した子どもが安定した生活が継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守り、家庭が抱えている問題の軽減化を図る。②と③については学校の協力が不可欠です。

(2) 市町村における児童虐待対応の流れ

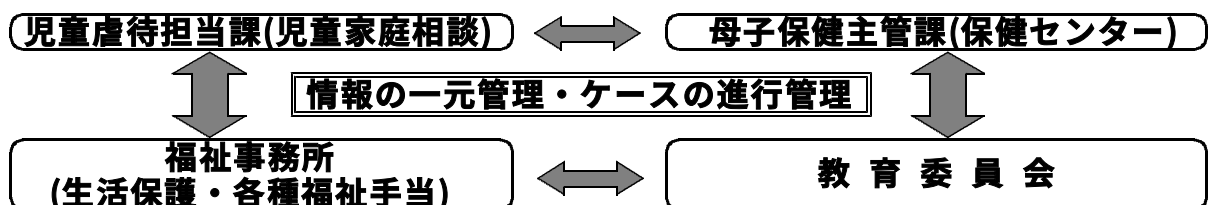
受理から緊急受理会議、調査、ケース会議（個別ケース検討会議）、連携による援助と続く流れと、ケースの進行管理は以下のとおりです。

① 虐待通告の受付と受理

通告の受理は、状況を通告受付票や緊急度アセスメントシート、リスクアセスメントシートに従って調査する。

② 緊急受理会議

通告を受けたら直ちに関係者を招集し、緊急受理会議を開催して具体的な安全確認の方法や調査内容を協議検討します。そして、当面のケースの進行管理責任者である主担当機関・者を決めます。



③ 個別ケース検討会議

初回の個別ケース検討会議では、初期の援助方針を決定するために、次の事項が協議・検討されます。

- 調査結果の報告や関係機関からの追加・補足事項などの情報の共有
- 子どもや家庭状況の整理
- 緊急性や送致の必要性などを含めた対応方法の検討
- 支援や更なる調査を「誰(機関)が、何を、どのようにして、いつまで行うのか」といった役割分担を決める。
- ケースの主担当機関や次回のケース会議開催の日時を決める。



ワンポイントアドバイス 「見守り」vs.「放置」

個別ケース検討会議で「見守り」を役割分担として決める場合には、具体的に何を「見守り」、どのように対応するのかを明確にしないと、結果的に何もしない「放置」になってしまいます。何もしないことの言い訳に「見守り」と決めている状況もあります。

「見守り」とは具体的に、1日1回、子どもの姿を把握し、3か月以内がめどとされています。

④ 連携による援助

継続的な子どもの安全確認や保護者への支援などのために、各機関が連携して援助を実施する。特に子どもが属する学校は、学校生活の様々な場面や機会を通じて、中・長期にわたる指導・援助を行うとともに、モニタリング機関としての役割を担います。

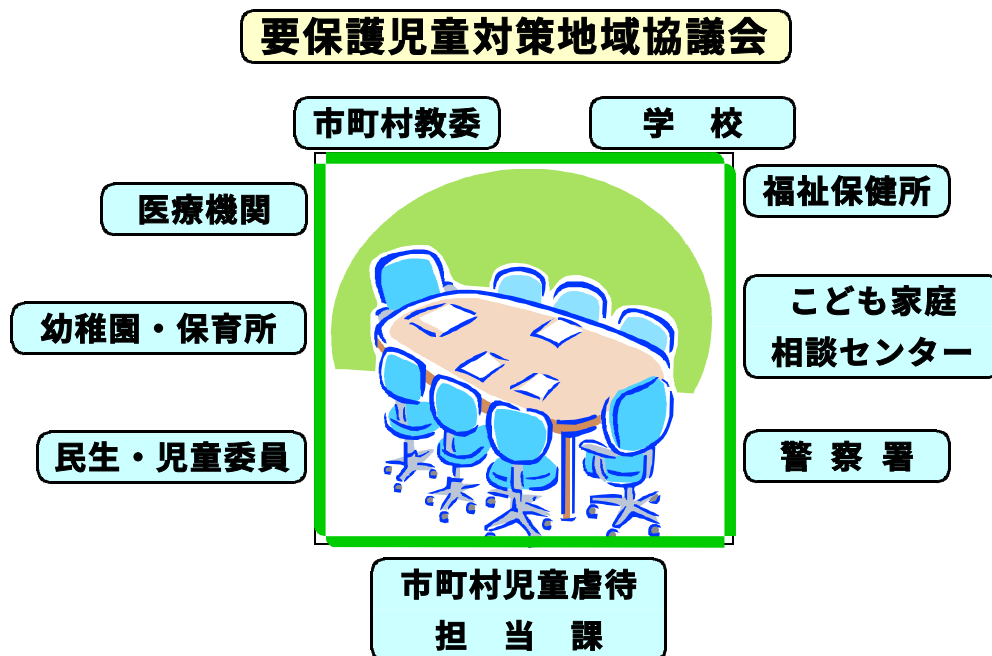
※モニタリング機関：児童や家庭に日常的に接し、普段は様々な援助を行い、児童の心身の状況を把握して、その変化の兆しに気づく立場にある機関や人を意味し、虐待の早期発見と市町村への通告、関係機関への連絡など極めて重要な役割を担う機関

(3) 要保護児童対策地域協議会

各市町村の要保護児童対策地域協議会は、関係機関による情報の共有化と個人情報の保護の関係を明らかにするために、児童福祉法第25条により設置が努力義務とされています。

要保護児童対策地域協議会は、一般的に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の三層構造で運営されています。特に実務者会議の中に位置づけられている進行管理会議は、全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等が検討されることになっています。

教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については市町村教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとし、個別ケース検討会議には、市町村教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者の参画が求められる場合があります。



9 こども家庭相談センター（児童相談所）の対応

（１）基本的機能と権限

こども家庭相談センター（児童相談所）は、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。児童福祉司や児童心理司、医師（小児科医、精神科医）、保健師、児童指導員、保育士等の専門職員が、社会学的、心理学的、医学的診断、行動診断等を基に援助方針を立て、助言や指導、施設入所や里親委託等により専門的に支援し、その福祉を図っています。

市町村が児童家庭相談の第一義的な相談援助活動を行うのに対して、こども家庭相談センターは専門的な知識及び技術を必要とするものについて対応します。

＜基本的機能＞

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用した一貫した子どもの援助を行う機能

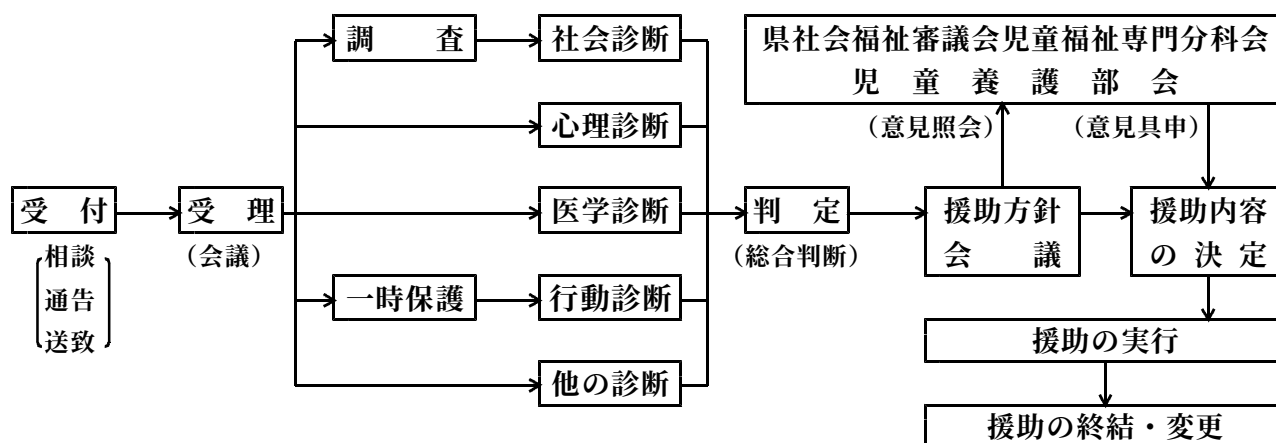
③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能

④ 措置機能

子どもや保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させたり、子どもを児童福祉施設などに入所させたり、里親に委託する等の措置を行う機能

（２）こども家庭相談センターにおける相談援助活動の体系・展開



(3) 児童虐待対応におけるこども家庭相談センターの対応と主な権限

市町村による指導・援助が困難な児童虐待に取り組むため、こども家庭相談センターでは各種職員によるチームアプローチと、援助方針会議等の合議制の原則に基づいた専門的な対応を行い、法で定められた行政上の権限を行使します。

① 出頭要請、立入調査、臨検・搜索

市町村等の家庭訪問が保護者から拒否された場合であって、児童虐待のおそれがあると認められる場合には、子どもと保護者に対して出頭を要請することができます。それに応じない場合には、児童虐待防止法第9条に基づいて子どもの居所に立ち入って必要な調査や質問を行うことができます。それでもなお家の鍵をかけたままなど一切の調査が拒否された場合は、再度の出頭要請を行うなどの手続きの後に、司法判断のもとで強制的に居所に入って子どもを探すなどの権限があります。

② 児童相談所長による一時保護

子どもを親から分離して保護して生活させる一時保護は、保護者等の同意が必要です。しかし、子どもの安否確認等の結果、子どもの安全確保のために一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合であっても、児童相談所長の権限で一時保護を行うことができます。その決定に当たっては、子どもの生命にかかる重大な事態に発展する危険性や、親との分離による子どもへのダメージなどについて十分に検討します。

③ 家庭裁判所の承認による乳児院、児童養護施設※への入所、里親委託

児童虐待等により、保護者に子どもを監護させることが、著しく子どもの福祉を害する状態であるにもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、児童福祉法第28条に基づく申立を行い、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所等の措置を行うことができます。

※児童養護施設

虐待されている児童、その他保護者の行方不明、死亡、疾病入院、経済的理由など何らかの理由で家庭での養育が困難な児童を保護し、あわせてその自立を支援することを目的とする入所施設をいいます。

児童養護施設名	所在地	電話番号
いかるが園	636-0116 生駒郡斑鳩町法隆寺2-12-8	0745-74-2152
愛染寮	630-0257 生駒市元町2-14-8	0743-74-1172
天理養徳院※	632-0018 天理市別所町715-3	0743-62-0371
飛鳥学院※	633-0053 桜井市谷480-3	0744-42-2831
大和育成園	633-0253 宇陀市榛原区萩原1758	0745-82-0107
嚶鳴学院	637-0027 五條市島野町745	0747-22-7115

※天理養徳院、飛鳥学院は児童家庭支援センターを兼ねています。

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整や援助を総合的に行うことを目的とする施設をいいます。

児童家庭支援センター名	所在地	電話番号
児童家庭支援センターてんり	632-0018 天理市別所町715-3	0743-63-8162
児童家庭支援センターあすか	633-0053 桜井市谷265-4	0744-44-5800

注) 本手引でいう「児童」とは、満18歳に満たない者をいいます。(児童福祉法第4条)

10 児童虐待の通告・通報先一覧

(1) 市町村の通告受理担当課等

市町村名	総合窓口	電話番号	市町村名	総合窓口	電話番号
奈良市	子育て支援室子育て課内 家庭児童相談室	0742-34-4796	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828
大和高田市	児童福祉課	0745-22-1101 (内線585)	高取町	住民福祉課	0744-52-3334 (内線178)
大和郡山市	こども福祉課	0743-53-1151 (内線526)	明日香村	住民課	0744-54-2282 (直通)
天理市	健康福祉部児童福祉課	0743-63-1001 (内線217)	上牧町	福祉課	0745-76-1001 (内線115)
橿原市	児童福祉課子育て支援室	0744-22-8984 (内線530・531)		福祉介護課福祉係	0745-73-2001 (内線138)
桜井市	児童福祉課	0744-42-9111 (内線280)	王寺町	保健センター	0745-33-5000 (内線650～654)
五條市	児童福祉課	0747-22-4001 (内線366)		教育委員会学校教育課	0745-72-1031 (内線482)
御所市	家庭児童相談室	0745-62-4512	広陵町	健康福祉部健康福祉課	0745-55-6771
生駒市	子どもサポートセンターゆう	0743-73-1005	河合町	健康福祉課	0745-57-0200 (内線187)
香芝市	家庭児童相談室	0745-79-7522 (直通)	吉野町	保健センター 健康福祉課	0746-32-0521 0746-32-8856
葛城市	児童福祉課	0745-48-2811 (内線2102)	大淀町	少子高齢化社会対策課	0747-52-5501 (内線135)
宇陀市	健康福祉部福祉課	0745-82-8000 (内線1110)	下市町	住民福祉課	0747-52-0001 (内線132)
山添村	保健福祉課	0743-85-0045	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031 (内線35)
平群町	健康保険課(プリズムへぐり)	0745-45-8600	天川村	住民課	0747-63-9110 (内線510・511)
三郷町	福祉政策課	0745-73-2101 (内線123)	野迫川村	住民課	0747-37-2101 (内線30)
斑鳩町	住民生活部福祉課	0745-74-1001 (内線125)	十津川村	福祉事務所	0746-62-0902 (内線141)
安堵町	健康福祉課	0743-57-1591 (内線120)	下北山村	保健センター	07468-6-0015
川西町	福祉部住民福祉課	0745-44-2211 (内線182)	上北山村	住民課	07468-2-0001 (内線12)
三宅町	健康福祉課健康福祉グループ	0745-43-3580 (内線106)	川上村	住民福祉課	07465-2-0111 (内線26)
田原本町	健康福祉課社会児童福祉係	0744-34-2098 (ダイヤルイン)	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441 (内線160)
曽爾村	住民生活課	0745-94-2101 (内線232・233)			

(2) 警察署一覧(各署の生活安全課が窓口となる)

警察署名	管轄区域	電話番号	警察署名	管轄区域	電話番号
奈良警察署	奈良市の東部(旧都祁村区域を除く)及び中央部	0742-33-0110	田原本警察署	川西町・三宅町・田原本町	0744-33-0110
奈良西警察署	奈良市の西部	0742-49-0110	橿原警察署	橿原市・高取町・明日香村	0744-23-0110
生駒警察署	生駒市	0743-74-0110	高田警察署	大和高田市・葛城市・御所市	0745-22-0110
郡山警察署	大和郡山市	0743-56-0110	香芝警察署	香芝市・広陵町	0745-71-0110
西和警察署	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町	0745-72-0110	五條警察署	五條市・野迫川村・十津川村	0747-23-0110
天理警察署	天理市・奈良市(旧都祁村区域のみ)・山添村	0743-62-0110	吉野警察署	吉野町・下北山村・上北山村・川上村	0746-32-0110
桜井警察署	桜井市	0744-46-0110	中吉野警察署	大淀町・下市町・黒滝村・天川村	0747-53-0110
宇陀警察署	宇陀市・曽爾村・御杖村・東吉野村	0745-82-0110			

(3) こども家庭相談センター(児童相談所)

センター名	管轄区域	電話番号	センター名	管轄区域	電話番号
中 央	奈良市・大和郡山市・生駒市・天理市・桜井市・宇陀市・生駒郡・磯城郡・山辺郡・宇陀郡	0742-26-3788	高 田	大和高田市・橿原市・五條市・御所市・香芝市・葛城市・高市郡・北葛城郡・吉野郡	0745-22-6079

関係法令

児童福祉法 (抜粋)

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

(市町村の業務)

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(都道府県の業務)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。

(要保護児童発見者の通告義務)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

(要保護児童対策地域協議会)

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(立入調査)

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(児童の一時保護)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- ② 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- ③ 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- ② 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- ③ 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- ② 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- ② 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

学校教育法（抜粋）
（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

（義務教育）

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

（就学義務）

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

（保護者の就学義務不履行）

第一四四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

学校教育法施行令（抜粋）
（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

（校長の義務）

第十九条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

（長期欠席者等の教育委員会への通知）

第二十条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在籍する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（教育委員会の行う出席の督促等）

第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第十七条第一項又は第二項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

児童の権利に関する条約（抜粋）
（平成六年五月十六日条約第二号）

（生命・生存・発達への権利）

第六条

一 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

二 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

（親等による虐待・放任・搾取からの保護）

第十九条

一 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

二 一の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに一に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

個人情報保護に関する法律（抜粋）
（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

参考・引用文献・資料



- ・養護教諭のための児童虐待対応の手引 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm)
文部科学省：平成19年10月
- ・子ども虐待ガイドライン～小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために～
平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do>）
- ・子ども虐待対応の手引き (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>)
厚生労働省：平成19年2月
- ・市町村児童家庭相談援助指針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-sisin.html>)
厚生労働省：平成17年2月
- ・児童相談所運営指針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html>)
厚生労働省：平成19年1月
- ・児童虐待対応マニュアル（関係機関用）～子どもたちの笑顔のために～
奈良県：平成20年3月
- ・保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き
福島県・福島県教育委員会：平成19年12月
- ・子どもの虐待対応の手引き 幼稚園・保育所・小中学校等における虐待対応マニュアル
熊本県教育委員会：平成19年3月
- ・教職員のための児童虐待対応マニュアル
千葉県教育庁教育振興部指導部：平成19年3月
- ・いのちを守り育むために ～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～
高知県教育委員会：平成20年8月

教職員のための児童虐待対応の手引

平成20年12月発行

奈良県教育委員会事務局学校教育課

〒630-8502 奈良市登大路町30

TEL 0742-22-1101（代表）

URL <http://www.pref.nara.jp/gakko/>